

南丹市地域自立支援協議会議事録

平成 2 3 年度第 1 回

(平成 2 3 年 4 月 2 8 日)

平成23年度第1回南丹市地域自立支援協議会議事録

1. 日 時 平成23年4月28日(木)
開 会 午後3時00分 閉 会 午後4時50分
2. 場 所 南丹市役所 2号棟 301会議室
3. 協議事項 別紙次第のとおり
4. 招 集 者 会長 徳川 輝尚
5. 出席委員 会 長 徳川 輝尚(社会福祉法人京都太陽の園 副理事長)
副会長 吉野 隆(南丹市身体障害者福祉会 副会長)
委 員 林 克美(口丹心身障害児者父母の会連合会会長代理)
委 員 仲 絹枝(南丹市議会 厚生常任委員会 副委員長)
委 員 杉山 俊夫(園部共同作業所 所長)
委 員 明田 大成(南丹市社会福祉協議会自立支援事業課課長)
委 員 田原 良英(京都府立丹波支援学校 校長)
委 員 小西 勉(NPO 法人はびねすサポートセンター代表)
委 員 西川 英昭(京都府南丹保健所 福祉室副室長)
委 員 西田 香代子(NPO 法人発達障害を考える会ぶどうの木理事長)
6. 欠席委員 樋口委員、細見委員、河原委員、田中委員、加藤委員
7. 事 務 局 福祉事務所長 栃下 辰夫
八木支所健康福祉課長 山口 勝
日吉支所健康福祉課長 岡本 悦子
美山支所健康福祉課長 勝山 美恵子
社会福祉課長 國府 諭史朗
社会福祉課課長補佐 小越 清美
社会福祉課課長補佐 高橋 伸夫

1. 開会あいさつ（徳川会長）

突然の雨のなか、協議会にご参集頂き感謝申し上げます。また、協議会に対して今年度もお世話になるがご協力をお願いしたい。取り分けて今年度は第3期の障害福祉計画を策定する大事な1年となる。これまでも、市当局に対してたいへんお世話になった。平成25年8月までに総合福祉法が施行される。大震災があり国の作業は遅れているようだが、今後様々な法律や制度が出てくるであろう。

アメリカの有名な哲学者ニーバーの言葉に『変えることのできるものについて、それを変えるだけの勇気をわれらに与えたまえ。変えることのできないものについてはそれを受け入れるだけの冷静さを与えたまえ。そして、変えることのできるものと、変えることのできないものとを、識別する知恵を与えたまえ。』とある。福祉の理念をしっかりと持ち、変えるものは勇気を持って変えることも必要ではないだろうか。

第3期障害福祉計画を策定するにあたって、市民ニーズをきちんと吸い上げて情報を把握することが大事。専門的な立場からの指導も大切である。ひとつ、ひとつのことが障がい者の人生に係る大事な問題であり、真剣に係るべき内容である。それぞれの人生がよりよいものになるように障害福祉計画の策定が必要。

2. あいさつ（佐々木市長）

本日は、大変お忙しい中、南丹市地域自立支援協議会にご出席いただき感謝申し上げます。平素は、南丹市の福祉行政にご支援、ご協力いただいておりますことに對しまして、厚くお礼申し上げます。さて、障害者福祉を取りまく状況であります、ご承知のとおり、国においては障害者総合福祉法（仮称）を含め、障がい者福祉施策の抜本的見直しが検討されている。南丹市におきましては、今後の動向を注視するとともに、制度の見直しに当たっては、さらに利用者本位の制度となるよう国や府に要望してまいりたいと考えている。

昨年度の南丹市地域自立支援協議会の議論の中でも、障がいのある人に開かれた地域づくりを理念に、①福祉サービス利用に係る相談支援事業の運営評価、社会資源の開発や改善に関する事 ②困難事例への対応のあり方に関する事 ③地域の関係機関によるネットワークの構築に関する事の3つの小委員会を編成し議論と実践を積み重ねて頂いている。

本年度は平成19年3月に策定いたしました南丹市障害者計画の最終年度に当たり、将来の障がい者施策の方向性を示す障害者計画及び第3期障害福祉計画の策定を行う重要な節目の年となり、この障害者計画及び第3期障害福祉計画の策定の諮問を行わせて頂きたいと考えている。南丹市地域自立支援協議会委員というお立場で、ご意見やご助言をいただきたいと考えている

むすびにあたり、南丹市地域自立支援協議会の円滑な運営が図られますよう、皆

様方には大変お世話になりますが、趣旨をご理解いただき、ご協力いただくことを切に願います。

3. 南丹市障害者計画及び第3期障害福祉計画策定の諮問

○『南丹市福祉計画等策定委員会設置要綱第2条3及び南丹市地域自立支援協議会設置要綱第2条5の規定に基づき、南丹市障害者計画及び第3期障害福祉計画の策定について、貴協議会に諮問いたします。』（佐々木市長）

○『お受け致します。』（徳川会長）

4. 研修「障害者自立支援法の動向について」講師 京都府南丹保健所参事 白敷 宗雄 氏

① 障がい者制度改革推進会議等の状況について

- ・「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障害者総合福祉法（仮称）を制定することとされている。
- ・遅くとも平成25年8月までには実施する。
- ・第1障害者制度改革の基本的考え方は、『あらゆる障害者が障害のない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画し、地域において自立した生活を営む主体であることを改めて確認する。また、日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるものとの視点に立ち、障害者やその家族等の生活実態も踏まえ、制度の谷間なく必要な支援を提供するとともに、障害を理由とする差別のない社会づくりを目指す。これにより、障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を図る。』とされている。
- ・応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法（平成17年法律第123号）を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」（仮称）の制定に向け、第一次意見に沿って必要な検討を行い、平成24年常会への法案提出、25年8月までの施行を目指す。

② 障がい者制度改革推進のための基本方向

- ・制度改革推進のための総合福祉法（基本方向）の制定を、平成25年8月までに障害者の権利に関する条約（仮称）の締結に必要な国内法の整備を含む国の障がい者に係る制度の集中的な改革の推進を図る。

(A)労働及び雇用

- ・いわゆる福祉的就労の在り方について、労働法規の適用と工賃の水準等を含めて、推進会議の意見を踏まえるとともに、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会（以下「総合福祉部会」という。）における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。

(B)医療

- ・自立支援医療の利用者負担について、法律上の規定を応能負担とする方向で検討し、平成 23 年内にその結論を得る。

(C)障害児支援

- ・障害児やその保護者に対する相談や療育等の支援が地域の身近なところで、利用しやすい形で提供されるようにするため、現状の相談支援体制の改善に向けた具体的方策について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成 23 年内にその結論を得る。障害児に対する支援が、一般施策を踏まえつつ、適切に講じられるようにするための具体的方策について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成 23 年内にその結論を得る。
- ・障害児に対する支援が、一般施策を踏まえつつ、適切に講じられるようにするための具体的方策について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成 23 年内にその結論を得る。

(D)虐待防止

- ・障害者に対する虐待防止制度の構築に向け、推進会議の意見を踏まえ、速やかに必要な検討を行う。
- ・南丹管内でも、具体的な事例があった。障がい受容が出来ない母親のケースだったがネグレクトになり、母子分離が行われ児童は乳児院措置となった。

③ 改正の主な点

- ・自立支援医療の利用者負担について、法律上の規定を応能負担とする方向で検討し、平成 23 年内にその結論を得る。フレームは現行制度と同じである。
- ・障がい者の範囲の見直し。南丹保健所では今年度、臨床心理士 3 名配置を予定している。
- ・南丹保健所管内の健診のまとめの中でも 30%がフォロー必要というまとめが出ている。
- ・相談支援の充実、強化。市町村に基幹相談支援センターを設置、自立支援協議会を法的な位置づけ
- ・障がい児支援の強化、通所施設の機能強化。また、放課後等デイサービス（今は日中一時支援で運用しているが）事業の強化。保育所等訪問支援の創設。
- ・地域における自立した生活のための支援の充実（視覚障がい者の移動支援等）福祉の流れは、一寸先は闇では困る。

④ 国の法改正スケジュール（資料参照）

⑤ 地域自立支援協議会は地域づくりの中核（まとめ）

- ・自己完結に陥らない（連携で取り組む基盤をつくる）
- ・他人事にとらえない（地域課題を明確に）
- ・出来ることから進める（成功体験）

- ・取り組みの成果を確認する（相互評価）

＊ 地域の大切なプレーン

（質疑応答特になし）

5. 計画策定に向けてのスケジュール等について（資料説明：事務局）

（委員） 今年度の地域自立支援協議会のメインは計画策定になると思う。どういう型の協議会にしたら計画策定の作業と本来の協議会の議論が充実できるか考えていきたい。特に、前回計画の評価、分析をどの様にしていくのか？これまでの南丹市の障がい児福祉がどうだったのかを検討する必要がある。行政任せではなく、日常の協議会のあるべき姿も明確にしていきたい。委員会は 20 名定員なので団体だけではなく、もっと広い範囲で意見を聴取しスキルアップしてほしい。忙しい中でも、濃厚な議論が必要。

（事務局） 南丹市障害者計画及び第 3 期障害福祉計画総括をしてから、次に進めて行きたい。事務局内部での総括を踏まえて協議会に総括を示したいと考えている。策定委員の中に大学の研究者も入ってもらい専門的な視点からも分析を行いたい。月 2 回ペースの会議も想定したが、予定は表のような予定をしている。しかし、進捗次第では、作業部会の設定や委員会の増加も必要となる。ご協力をお願いしたい。

（委員） 前回もそうだったが作業部会も必要だと思う。きめ細かくやらないといいものは出来ない。総括しないと次には行けない。委員会でも時間をとって議論しないといけない。

6. 平成 23 年度南丹市予算の概要説明（資料説明：事務局）

（委員） 今年度の計画策定に関して、後半に予定されているパブリックコメントについては、市民に対する周知を充分に行わないと反響がない場合が多い、関係者に十分な情報提供が必要だと思う。

（事務局） 全くその通りで素案の検討段階で、充分に周知してパブリックコメントの募集を行おうと考えている。

（委員） 国の審議会等でも、委員会を公開で行っている。今回は公開されていないようであるが次回委員会からは、公開の形にしてはどうか。

（委員） あえて委員会を、非公開にする必要はないと思う。ケースや困難事例を検討する場合や個人情報の取り扱いに配慮しつつ公開の会議を検討してほしい。

（委員） パブリックコメントに関しても、広報誌等で周知したから市民に周知できているというものではないと思う。福祉の分野は特に情報の入手が困難なところに対象者がいることを充分に配慮して対応を行ってほしい。今春宇治支援学校内に特別支援教育の拠点校として、スーパーサポートセンター（SSC）がス

タートした。研修、相談、支援力向上を目指した一貫した機構を目指している。
19年度の法改正に基づいて、就学前から学校卒業までの支援を目指している。
京都府南部は八幡支援、宇治支援学校の整備、北部は舞鶴、与謝の海の整備が完了した。それぞれの学校に地域支援センターを設置し支援力が高まっている。
また、新たなステージになっている。

(委員) 先日、園部まごころステーション“ひだまり”(地域活動支援センター)がオープンした。就労継続B型の適用を受け運営をスタートしている。喫茶コーナーなイベントも企画していきたい。地元のみなさんもぜひ活用してほしい。

7. 閉会あいさつ(吉野副会長)

本日は、お忙しい中徳川会長をはじめ委員方にはお世話になり感謝申し上げます。また、京都府南丹保健所白敷参事から、法の動向も踏まえて説明を受けた。この協議会が障がい者支援、相談等、障がい者や家族を支える場所となるよう関係者のみなさんの協力をお願いしたい。本日はたいへんご苦労様でした。